

パブリックコメントの実施結果について

案件名 伊東市文化振興基本構想（案）

実施期間 平成29年2月17日（金）～3月21日（火）

提出された意見					伊東市文化振興会議及び同会議事務局意見
番号	項目	文化振興基本構想(案)	修正等意見等	理由等	
1	文化振興の政策目標	心豊かな市民生活、活力ある地域社会の実現	次の様に修正する。 文化を高め教養を豊かにしつつ、生活の中に文化あるいは芸術を取り入れ、文化あるいは芸術の中に生活を取り入れる。また、文化の振興を一層活発にし、品格と知性に満ちた地方小都市を建設する。合わせて、本市文化の母体たる日本文化の理解と関心を一層醸成する。以て「文化立市」を宣明する。	「伊東市基本構想」(政策目標3)に、「<心豊かな人を育み、生涯にわたって学習できるまち> 豊かな自然と調和した住環境の中で、人々が心豊かにいきいきと暮らし、誰もが『住んでみたい、住んでよかった』と実感できる教育・文化のあるまちを目指します」とあります。似ているようなフレーズですから、何か関係があるのかとも思いますが、「伊東市基本構想」との関連に関しては何の説明もありませんので、直接的な関係はないのかも知れません。 政策ヒエラルキーから言えば、「伊東市文化振興基本構想」は、「伊東市基本構想」の下位にありますから、「伊東市基本構想」から表現を引用することもあり得ますが、説明がなくて似ているが故に意味不明になっているのではないかと思慮します。 政策ヒエラルキーを考慮して、ここでは、「伊東市基本構想」の表現よりもより具体的な表現にする必要があるものと思慮します。	ここは文章ではなく、フレーズとしての表現を考えています。 文化振興の基本目標は、ご指摘のとおり様々な表現が考えられますが、ここでは伊東市文化振興条例にその基礎を求め、第1条(目的)の規定から、「心豊かな市民生活、活力ある地域社会の実現」を抽出しました。
2	期間	記載無し	次の文章を記載する。 この基本構想は、4年度毎に見直しを検討する(検討の結果見直ししないことを含む)。ただし、必要な場合には適宜見直しを行う。	基本構想の実現性を担保するために、構想実現の期間あるいは施策展開の期間を市民(伊東市民)に明示しておく必要があると思慮します。 平成29年はちょうど市長の改選期にあたるので、基本構想の策定者である市長の任期に合わせて見直しを行うことを明示しておくことが適当だと思慮します。	基本構想の見直しは、何年毎という形ではなく、文化振興会議において随時意見交換を行うことを考えています。
3	行程	記載無し	次の文章を記載する。 基本構想に基づく施策及び事業展開の行程(案)を作成し、これを公表する。なお、行程(案)は適宜見直しを行う。	基本構想の実現性を担保するために、具体的な施策及び事業の内容と実施の時期を明示した行程(案)を作成することを基本構想中に記載すべきだと思慮します。 政策工程の作成は一般的にも行われるところですが、そのこと(行程の内容ではなくて行程を作成するということ)を特に基本構想中に記載することで、基本構想の実現性が透明性をもって常にチェックできる体制にあることを明らかにできると思慮します。	基本構想は計画ではなく指針であり、各項目ごとに事業を展開するといった性格のものではありません。 今後においては、基本構想に盛り込まれた視点を意識的に取り込んだ諸事業を計画・実施していくというあり方となります。

4	基本構想 作成の目的	全ての市民が文化を創造し、享受できる環境の醸成	次の様に修正する。 全ての市民が文化を創造し、享受できる環境の醸成と整備	基本構想の策定は、「政策」を実現する大事な手段と捉えなければならないと思慮しますので、醸しだす(かもしだす)だけではなくて、具体的な諸環境(物理的な施設あるいは仕組みなど)を整備することを目的とするものでなければならないと思慮します。 「施策の方向性」の一部に「環境整備を進めていきます」との記述がありますが、これは全体にかかるようにしておいた方が良くと思慮します。	整備は具体的な作業であることから、施策の方向性の中に入れ、大枠である「目的」の項には入れていません。
5	基本方針	*全般について	もう少し具体的な方針を示す内容を記述する。	「基本的な方針」の体をなしていないのではないのでしょうか。極めて抽象的な言い方で、項目を挙げているだけのようには思えます。 もともとが図表形式の「基本構想」になっていますので、説明資料の一つのようであり、何をどうするのかという「方針」の核心の部分、がうまく記述できていないように思えます。即ち、政策実現の方向性が不明瞭に思えます。各項目に沿って、何のためのどんな効果を期待してそうするのかというようなことをもう少し記述しては如何でしょうか。 次に続く「施策の方向性」の記述は、恐らく条例に規定する「文化の振興に係る施策及び事業の指針」のことをさすのでありましょうから、結局のところ何が「基本的な方針」なのかよくわかりません。	基本方針は、キーワードで整理した各項目を説明するもので、基本構想の四つの柱として提示しています。
6	施策の方向性	*全般について	もう少し具体的な方向性を示す内容を記述する。	ほとんどが項目を列挙しているだけで、施策の方向性を示す内容が記載されていないように思います。「基本構想」は、政策実現のための設計図(あるいは構想図)のようなものですから、どういうもの(材質、形など)を使って、どういうデザイン、強度をもったものをどのくらいの期間で、どういう工法(手法)で、どれくらいのコストをかけてつくり出すのかがわかるようにしておくことが大事だと思慮します。	施策の方向性は、基本方針で示された内容を実現するために必要と考えられる枠組みを示すもので、具体的な事業と等価ではありません。

7	施策の方向性	指定文化財をはじめ、市内にある有形・無形の貴重な文化財、地域の伝統的な祭りや行事、「芸妓文化」をはじめ国際観光温泉文化都市ならではの文化を後世に伝えていきます。	次の様に修正する。 指定文化財をはじめ、市内にある有形・無形の貴重な文化財、地域の伝統的な祭りや行事、温泉地ならではの文化を後世に伝えていきます。	「〇〇文化」と具体的名称を挙げて例示しているのは、この「芸妓文化」だけです。他の箇所あるいは他の項目の中では例示をしていませんので違和感を感じます。 前後の文章からは、特にここで例示をする必要はないと思いますので、「芸妓文化」を何か特別な扱いにしようとしているのかと思ってしまいます。ここではその必要はないと思慮します。 また、「国際観光温泉文化都市」は、法律によって特別に位置づけられた名称ですから、文化を捉えるには、普遍的な「温泉地」(あるいは「伊東温泉」という名称の方が良いと思慮します。	ご指摘をもとに伊東市文化振興会議において審議した結果、指定文化財をはじめ、市内にある有形・無形の貴重な文化財、地域の伝統的な祭りや行事、芸妓文化などに見られる温泉地としての伊東ならではの文化を後世に伝えていきます。 と変更します。 「芸妓文化」の語については、この言葉自体が死語になりつつある現状から、「温泉地としての伊東」の筆頭文化としてこの言葉を入れてほしいという伊東市文化振興会議委員の意見をもとに同会議において審議し、上記表現として残すこととしました。
8	施策の方向性	人間の活動全てが文化であるという視点に立ち、スポーツ分野全般も文化活動と捉えていきます。	次の様に修正する。 スポーツ分野全般も文化活動と捉えていきます。	スポーツ分野全般を文化活動と捉える理由に、「人間の活動全てが文化である」という視点を持ち出すのは論理が成り立たないと思います。ここで「人間の活動全てが文化である」と言ってしまうと、スポーツに限らずあらゆる分野との連携を一々言わねばなりません、なぜスポーツだけ特別に言及しなくてはならないのかということになり、それは意味をなしません。あるいは別の説明が必要になります。 ここでは、「人間の活動全てが文化である」という視点を持ち出すべきではないと思慮します。 また、「人間の活動全てが文化である」と言い切るには、それなりの哲学的な思索の形跡を留めておかななくては、「文化振興基本構想」を策定する意味がよくわからなくなるのではないのでしょうか。	ご指摘のように変更したいと思います。
9	施策の方向性	*「芸術鑑賞と広く芸術に接する機会の拡充に関すること」の記述がない。		平成27年6月議会における「伊東市文化振興基本条例」に係る質疑の中で、「芸術鑑賞と広く芸術に接する機会の拡充に関すること」を「文化振興基本構想」に記載するという趣旨の答弁をしていますので、記載すべきと思慮します。	キーワード「支える」の中の施策の方向性中、「文化活動のための環境整備」がこの項目を含んでいます。

10	施策の方向性	*「子ども及び青少年の文化活動の支援に関すること」の記述がない。		平成27年6月議会における「伊東市文化振興基本条例」に係る質疑の中で、「子ども及び青少年の文化活動の支援に関すること」を「文化振興基本構想」に記載するという趣旨の答弁をしていますので、記載すべきと思慮します。	キーワード「育てる」の中に含まれる内容ですが、第3回文化振興会議の中で、「あらゆる世代」には「子ども、若者」も含まれるから、「子ども、若者」はあえて使わなくてもいいのではないかという意見がありました。また、ジェネレーションフリー以外にも、ジェンダーフリー・ハンディキャップフリーの視点も重要なため、全てを包括する意味で「あらゆる人たち」と表現しています。
11	協働の指針	*記載されているか否かが不明瞭	条例に基づく「市と市民との文化に関する協働の指針」を明確に記述する。	条例中に「市と市民との文化に関する協働の指針」を記載すべきとしているのに、どこがその指針なのか不明瞭です。 条例では、基本構想に記載すべき内容として、「文化の振興に関する方針」「文化の振興に係る施策及び事業の指針」及び「市と市民との文化に関する協働の指針」をわざわざ区分していますので、どこの部分がそれらを指すのか明瞭にしなければ、条例に違えることになると思慮します。	基本構想における「基本方針」及び「施策の方向性」の扱いは、条例に示された内容を全て包括したものとして作られており、全てが「文化振興に関する方針」であると共に、「施策及び事業の指針」であり、かつ「協働の指針」でもあるという考え方でまとめています。
12	その他			都市計画政策、福祉政策、観光政策などに関する言及があつて然るべきだと思慮します。「文化」あるいは「文化振興」を一つのジャンルとして捉えるのではなく、総合政策として捉えるところに真の文化の価値が一層顕著になるのではないかと思慮します。 都市計画政策部門、福祉政策、観光政策などの部門と調整をされていることと思いますが、その調整の成果を「文化振興基本構想」に記載すべきと思慮します。(案)中には、「地域振興」「産業振興」「障害(障がい)の有無」という文字もありますが、所管する政策との関係が不明瞭です。	基本構想は具体的な施策を示すものではないため、ご指摘のような所管する政策との関係はここに表れてきません。

事務局よりの補足

伊東市文化振興基本構想は、文化振興を目指すための基本方針と、事業の目指すべき方向性の指針として作成しました。具体的な事業計画や実施にあたっては、施策の方向性と1対1の関係で事業等が行われるというのではなく、複数の項目にまたがるものになると考えられます。

今後、様々な施策において、基本構想に示された視点を盛り込むよう留意することになりますが、具体的な施策展開により、今回の基本構想の矛盾や問題点が浮き彫りになってくると思います。こうした点については、文化振興会議において議論を重ね、更に練り込んだものになるよう修正を加えていくべきものと考えております。